

協働戦略の策定に向けた当面の審議方針について

平成 21 年 3 月 24 日
総 会 決 定

円卓会議は、平成 22 年を目途として、最初の「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」(以下、「協働戦略」という。)を策定することとし、以下の方針に基づき、策定に向けた当面の審議を行う。

1. 審議事項・日程等

)「協働戦略の策定に向けた作業計画(仮称)」の取りまとめ

- ・ 円卓会議は、平成 21 年 7 月を目途に、我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿の大枠と、協働戦略で重点的に取り上げるべき個別課題のリストや審議の順序等を内容とする「協働戦略の策定に向けた作業計画(仮称)」(以下、「作業計画」という。)の取りまとめを行う。
- ・ 個別課題の選定に当たっては、各主体が協働で解決に当たるに相応しいものであるか、その後の行動計画(後述)の検討に際し十分な審議体制を確保できるか等の観点から十分な検討を行う。そのため、作業計画の審議と並行して、必要に応じ、特定の個別課題を試行的に取り上げ、先行して行動計画の検討を行うことで、選定の視点の共有を図るなどの対応を行う。
- ・ 作業計画は、社会情勢の変化などに鑑み必要がある場合、適宜見直しを行う。

)個別課題ごとの行動計画の策定

- ・ その後、円卓会議は、作業計画に掲げられた各個別課題について、当該課題を解決するための具体的な協働のあり方について検討を行う。検討結果は、個別課題ごとに、各主体の具体的な役割や実施時期、政府への提言等を記した行動計画として取りまとめる。
- ・ 円卓会議は、平成 22 年春頃までに、全ての個別課題について、進捗状況に応じて一定の取りまとめを行う。なお、行動計画のうち、関係する団体や個人が限定され、必ずしも全体の合意を必要とせずに実行に移すことができる項目については、協働戦略の取りまとめを待たずに順次取組に着手する。

)「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」の取りまとめ

- ・ 円卓会議は、個別課題ごとの行動計画の検討状況を踏まえ、平成 22 年春頃を目途に、協働戦略の取りまとめを行う。

)協働戦略の進捗状況の把握等

- ・ 協働戦略の取りまとめの後、円卓会議は、PDCA の観点からその進捗状況の把握を行うとともに、改訂に向けた検討を行う。

2. 審議体制等

(1) 総合戦略部会の設置

円卓会議は、1.の審議事項等に沿って具体的な審議を行うため、以下の方針の下、総合戦略部会（以下、「部会」という。）を設置する。

a) 部会の審議日程等

- ・ 部会は、1.の各段階に対応して、以下の対応を行う。
 -) 作業計画案の検討を行い、平成21年7月を目途に、総会に対し検討結果の報告を行う。
 -) 作業計画に基づき、個別課題ごとに行動計画を策定する。行動計画の検討にあたっては、原則として、課題ごとに専門ワーキンググループを設置し、集中的な審議を行う。
 -) 行動計画の策定状況を踏まえ、協働戦略案について検討を行い、平成22年春頃を目途に、総会に対し検討結果の報告を行う。
 -) 協働戦略の策定後は、進捗状況の把握を行うとともに、改訂の時期や方針について検討を行い、総会に対し検討結果の報告を行う。

b) 部会の構成等

- ・ 部会は、当面、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、行政の各グループから選ばれた委員30名程度により構成する。行政委員を除き、各グループの委員は概ね4名程度以内とする。
- ・ 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもってこれに当てる。

(2) 運営委員会の役割等

運営委員会は、上記の部会審議の各段階において、これを運営面から補佐する。その際、運営委員会は、少人数の「運営企画チーム（仮称）」を設置するなど必要な体制を整備するものとする。

部会運営の補佐に当たって、運営委員会は、部会長の指示の下、必要な資料の作成を行うほか、各段階で以下の作業を行う。

- ・ 作業計画案の検討状況に応じ、個別課題の選定に向けて、関係団体等と必要な調整を行う。
- ・ 作業計画に基づく個別課題ごとの行動計画の検討状況に応じ、ワーキンググループから適宜報告を受け、全体の進捗状況を把握するとともに、必要な調整を行う。

(3) 地域との関わり

円卓会議は、各地域で実践されている同趣旨の取組との交流を図るとともに、その他の地域に対しても、こうした取組の意義の周知に努める。